

かすみがうら市空家等対策協議会について

1. 趣旨

平成27年5月26日に完全施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という）」に基づき、市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第6条に規定する「かすみがうら市空家等対策計画」の作成や変更、また、具体的な実施に関する協議等を行うため、法第7条に規定する「かすみがうら市空家等対策協議会」を設置するものです。

2. 根拠法令【空家等対策の推進に関する特別措置法第7条抜粋】

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を「行うための協議会（以下この条において協議会）」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3. かすみがうら市空家等対策協議会設置要綱の概要

（1）協議会の協議事項

ア 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

イ 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。

ウ 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。

エ 特定空家等に対する措置の方針に関すること。

オ その他空家等の対策に関すること。

（2）協議会の組織（2ページ参照）

ア 構成員は15名以内で組織する。委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

（3）会長及び副会長

会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

（4）会議

ア 協議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

イ 協議会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

ウ 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。

（5）守秘義務

委員及び出席を求められた者は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。